



MAPLES
GROUP

統制のとれたファンド・ガ バナンスとは 独立した受託者と組織レベ ルの会議サポート

Sabrina Foster | シニア・バイス・プレジデント

Orchid Lee | バイス・プレジデント



MAPLES
GROUP

統制のとれたファンド・ガバナンス とは

独立した受託者と組織レベルの会議サポート

投資ファンドにおけるコーポレートガバナンスの枠組みの重要性は、ファンドスポンサー、ファンドマネジャー及びアロケーターにとって最優先事項となっています。近年の新たな国際規制の動きと、進展を続けるコンプライアンス義務に加え、投資家たちは引き続き、ファンドのより高いガバナンスの基準とさらなる透明性を求めているからです。

優れたガバナンスの基礎として、ファンドの活動と投資マネジャーに対する独立した監視・監督は、ファンドの運用が、ステークホルダーの最大利益のためにファンドの関連文書や規制に従って実施されていることをより確実なものとしします。全てのファンド管理者は、確固たるガバナンスの枠組みを持つ必要性があります。通常投資ファンドは独立した社外取締役を持つ法人組織としても組成されますが、最もハイレベルのガバナンスの遵守は、信託（トラスト）として設立されたファンドによって実現されません。人気の高まるオフショア投資信託のファンドストラクチャーにおいて、プロフェッショナルな会議サポート及び秘書役サービスを組み合わせた専門の独立した受託者サービスを利用することにより、強固で効果的なガバナンスの枠組みを最適な形で実現することができます。

投資信託は日本の投資家がグローバル資産へ投資を行う際の選択肢となるファンド商品です。国内の投資信託との強い類似性、ストラクチャーの馴染みやすさ、様々な投資戦略を選択できる柔軟性がその選択の理由と言えます。受託者にファンドの管理およ

び責任が委ねられているという点も日本で人気の理由の一つです。米国に本拠を置くファンドマネジャーは、日本の投資家とアジアの新興資本を招致のためファンドを組成するため、当然のことながら、受託者が持つ市場の知識への期待が深まりつつあります。ガバナンスに関して言えば、ファンドが信託（トラスト）として組成されていれば、必然的に強固なガバナンスの枠組みが用意されている訳ではない、と捉えることが第一のステップとなります。

ガバナンスの枠組みを確立する

投資信託において、効果的なガバナンスの枠組みを設定する最初のステップは、経験豊かで深い専門知識を持つ受託者を任命することから始まります。ファンド財産の法的所有権は独立した受託者の管理下にあるため、投資家の信頼が高まります。独立した受託者によってなされる客観的な意思決定は、ガバナンスそして投資家の信頼の鍵となるからです。

投資信託の観点から見たガバナンスは、組織的なサポートが可能な受託者を選択することによって非常

に効率的になります。投資信託にとって好ましい受託者とは、高度な経験を持つ人材と投資信託および日本市場への理解度で決まります。受託者の会議サポート及び秘書役サービスは記録保管や書類作成など、ガバナンスの基礎となる適切な手続きやポリシーを遵守するのに欠かせません。

最後に、どの管轄を検討するかということも、ガバナンスの枠組みを確立するために必要なプロセスです。特定の規制制度、特に投資信託ストラクチャーが一般的であるケイマン諸島およびバミューダの規制制度のもとでは、専門の信託会社である受託者は、関連規制当局からの認可とライセンスの取得が求められ、定期的なレビューの対象となります。確固たるインフラストラクチャーと組織的なアプローチは、現代のファンドと管理者が直面する複雑なニーズに対応することができ、安心をもたらします。

より優れたガバナンスのための組織的な会議サポートおよび受託者秘書役サービス

受託者の義務と責務は、取締役会とほぼ同様、もしくは実際にはそれ以上のものであり、通常、取締役と同様のガバナンスの慣例が受託者に適用されます。経験のある受託者は、そのような枠組みを活用してサポートを行うことができます。もっとも重要なものは、ファンドマネジャー、管財人、監査人、受託者の全てが出席するファンドの定例会議の設定です。正確でタイムリーな会議サポートサービスにより、ファンドごとの会議を行うというファンドマネジャーの運営上の負担を大幅に軽減できます。

ファンド・ドキュメントおよびサービスプロバイダー契約のレビューに加え、受託者の主要な義務の1つは、ファンドに関する全ての記録の保管を確実に行うことです。これは、組織的な会議サポートおよび秘書役サービスにより効率的に対応が可能です。これらのサービスは、受託者の義務遂行をサポートするもので、ビデオ会議施設を備えた会場の提供、会議の運営と出席、またその通知、アジェンダ、議事録、関連資料の作成と参加者への配布が含まれます。管財人及びその他のサービスプロバイダーからの報告をレビューする受託者義務、またサービスプロバイダーへ委託された運営・監督機能は全て、会議サポートパッケージとしてカバーされます。

Maples Groupの包括的な受託者サービスは、単一のサービスプロバイダーであるという利便性と経済性を活かし設計されています。強固なインフラストラクチャーを活用し、CRSやFACTAコンプライアンスといった主要な要件から、対応しているべき規制の変更およびガバナンスに関する領域まで、幅広いサービスを提供しています。さらにMaples Groupは、カスタマイズできるオンライン会議および事業体マネジメントのため効率の良いソリューションとして、最高レベルのテクノロジーを活用したBrainloopのプラットフォームを顧客に提供しています。使いやすくユーザーフレンドリーなインターフェースを通じ、委託を受けている関係者は、一元化された安全なスペースから必要な会議資料や重要資料に迅速にアクセスできます。

ガバナンスの必要性がさらに増し、国際規制が進展を続ける中、ファンドを信託として設立する投資マネジャーには、旧態依然とした状況にとどまっている理由はありません。専門の独立受託者と提携し、組織レベルのインフラストラクチャーの支援を受けることで、高まる監視への需要に応え、投資家からさらなる信頼を得ることができるのです。

筆者紹介

Sabrina Foster

Maples Groupのフィデューシャリーサービス業務におけるシニア・バイス・プレジデントであり、ファンド・オブ・ファンズ、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、分離ポートフォリオ会社を含む、多様なオルタナティブ投資ファンドの社外取締役として従事。2015年にMaples Groupに入社、法律分野での経験は16年以上に及ぶ。以前は、法律事務所Applebyでケイマン諸島を担当し、主にヘッジファンドおよびプライベート・エクイティのストラクチャリングと組成、商事および私益信託ストラクチャリングの分野に従事。また、複数の司法管轄で活動する規制下および規制外の投資ファンドに関係する最新のコーポレート・ガバナンス、ファイナンス、規制関連案件に関するアドバイスをしていた。そのコーポレート業務および商業実績により「Legal 500」に認定され、また「PLC Which Lawyer?」において、顧客が選ぶ法律家に選ばれた。2013年より、社外取締役として従事している。

Orchid Lee

Maples Groupのフィデューシャリーサービス業務におけるバイス・プレジデント。法律及び金融サービス業界における多大な経験を有し、バミューダの法制と規制要件に関するコーポレートガバナンス及び受託者の原則についての深い知識を持つ。投資信託、不動産、ミューチュアルファンド、規制コンプライアンスを含む私益信託、企業信託の専門性も有する。バミューダ及びケイマン諸島での資格を持つ開業弁護士であり、英国及びウェールズでの事務弁護士及び法廷弁護士でもある。以前はバミューダのClarien Bank Limitedで、シニア・リーガル／規制コンプライアンス・オフィサーとして従事。それより以前にはバミューダのHSBCでグローバル・リーガル・カウンシル、またケイマン諸島のApplebyでアソシエイトとしての経歴を持つ。